

6月中旬に郵送 国民健康保険 介護保険 保険料決定通知書

保険料は、制度運営の大切な財源となります。納期限までに納付してください。

国民健康保険

国民健康保険料の決定通知書を6月中旬に郵送します。

納付義務者

国民健康保険の納付義務者は世帯主です。
世帯主本人が国民健康保険の加入者ではない場合も、世帯内に加入者がいるときは、世帯主宛てに決定通知書を送付します。

納付方法と回数

方法 国民健康保険料は「口座振替」、「納付書でのお支払い」、「年金からの天引き」の方法で納めていただきます。
*ご自身の納付方法は、決定通知書に記載されています。
回数 口座振替、納付書でお支払いの方は、6月から翌年3月までの10回払いで、毎月月末が支払期限(納期限)です。年金からの天引きの方は年6回です。

口座振替

納期限に、銀行などの口座から引き落とされます。

納付書でのお支払い

決定通知書と併せてお送りする納付書でお支払いください。
銀行・信用金庫などの金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、区役所・市民センター、コンビニエンスストア、ペイジーマークのあるATM(現金自動預払機)のほか、インターネットバンキングや携帯電話からのモバイルバンキングもご利用いただけます。
*コンビニエンスストアで納付した場合は、領収書とレシートを必ず受け取り大切に保管してください。

年金からの天引き

年金支払日(年6回)に天引きされます。

国民健康保険の納付は、口座振替をご利用ください!

口座振替は納付書でのお支払いと比べ、納め忘れや、金融機関に行く必要もないほか、事務経費の削減にもつながるため、市は納付方法を、原則口座振替としています。一度手続きすると翌年度以降も自動的に振替されます。

手続きは、区役所市民課・保険年金課、市民センター(市役所前・生浜・松ヶ丘・花見川・幕張本郷・千城台・土気)窓口にキャッシュカードを持参していただくことで行えるほか、決定通知書に同封の「口座振替依頼書」を郵送することでも行えます。

問い合わせ ・区役所保険年金課
中央区 ☎221-2131 花見川区 ☎275-6255 稲毛区 ☎284-6119
若葉区 ☎233-8131 緑区 ☎292-8119 美浜区 ☎270-3131
・健康保険課 ☎245-5144 ㊟245-5544

国民健康保険料の計算方法と改定

平成26年度国民健康保険料の計算方法は【下表】のとおりです。安定した財政運営を目指すため、保険給付費などの支出の増加に見合った保険料の引き上げが必要なことから、保険料を改定しました。

区分	国民健康保険料		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
対象となる被保険者	すべての方		40歳以上65歳未満の方
所得割額	(所得-33万円)×5.81%	(所得-33万円)×1.91% [1.89%]	(所得-33万円)×2.52% [2.44%]
被保険者均等割額(1人あたり年額)	17,400円 [16,200円]	5,760円 [5,160円]	10,200円 [9,360円]
世帯別平等割額(1世帯あたり年額)	24,480円 [21,480円]	8,040円 [6,720円]	7,920円 [7,320円]
賦課限度額	51万円	16万円 [14万円]	14万円 [12万円]

*[]内は、改定前の保険料率・金額です。所得は、平成25年中の所得です。

保険料軽減対象の拡大

前年中の世帯の所得が基準額以下の世帯は、その所得に応じて「被保険者均等割額」「世帯別平等割額」を【下表】のとおり減額します。所得が低い方に対する軽減措置を拡大するため、所得基準の改正を行いました。

軽減の割合	軽減対象の所得基準	
	改正前	改正後
7割	33万円以下	変更なし
5割	33万円+(24.5万円×世帯主を除いた被保険者数)以下	33万円+(24.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(35万円×被保険者数)以下	33万円+(45万円×被保険者数)以下
1割	200万円未満	変更なし

軽減措置の適用を受けるためには、成人の世帯員が全員、所得の申告(所得が無い方を含む)をしている必要があります。

介護保険 (65歳以上の方)

65歳以上の方の介護保険料決定通知書を6月中旬に郵送します。

納付方法と回数

方法 65歳以上の方の介護保険料は、原則的に年金からの天引きです。
回数 年金からの天引きの方は年6回、納付書・口座振替でお支払いの方は年10回です。

年金からの天引き

年金が年額18万円以上の方は、年金支払日(年6回)に天引きされます。

年度の途中で【下記】のいずれかに該当する方は、納付書・口座振替の方法でお支払いいただきます。

- ・65歳になった方
- ・本市に転入された方
- ・介護保険料に変更があった方

納付書・口座振替でのお支払い

年金からの天引き以外の方は、銀行やゆうちょ銀行(郵便局)などの金融機関で納付書によりお支払いいただくか、口座振替でお支払いください。

問い合わせ

・保健福祉センター高齢障害支援課
中央 ☎221-2198 花見川 ☎275-6401 稲毛 ☎284-6242
若葉 ☎233-8264 緑 ☎292-9491 美浜 ☎270-4073
・介護保険課 ☎245-5061 ㊟245-5623

介護保険料の計算方法など

65歳以上の方の介護保険料は、本人や世帯の状況、前年中の所得などにより計算され、【下表】のとおり13段階の区分に分かれています。

なお、所得や資産が一定の額以下の方に対しては市独自の減免制度があります。

老齢福祉年金や生活保護などを受給している方

老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護または中国残留邦人等支援給付を受給している方など	[1]	29,322円
--	-----	---------

市民税非課税の方

世帯の状況	本人の「課税年金収入額」と「合計所得金額」の合計額	介護保険料(年額)
全員が市民税非課税	80万円以下	[2] 29,322円
	80万円を超え、120万円以下	[3] 38,118円
	120万円超	[4] 43,983円
市民税課税者がいる	80万円以下	[5] 52,779円
	80万円超	[6] 58,644円

*[4]には転入などにより、世帯の課税状況が把握できない方を含みます。

市独自の減免制度 [3][4]に該当する方であっても、世帯を別にする方の被扶養者ではなく、収入と資産が次の計算式で求めた金額以下の方は、申請により[2]相当額に減免されます。詳しくはお問い合わせください。

収入 150万円+{50万円×(世帯の人数-1)}
資産 350万円+{100万円×(世帯の人数-1)}

市民税課税の方

世帯の状況	本人の合計所得金額	介護保険料(年額)
世帯の状況に関する要件はありません	125万円未満	[7] 64,508円
	125万円以上190万円未満	[8] 73,305円
	190万円以上300万円未満	[9] 87,966円
	300万円以上500万円未満	[10] 102,627円
	500万円以上700万円未満	[11] 117,288円
	700万円以上900万円未満	[12] 131,949円
	900万円以上	[13] 140,745円